愛知県労働者等公益通報要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、愛知県に対してなされる外部の労働者等からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「公益通報」とは、法第２条第１項に規定する公益通報をいう。

２　この要綱において「外部の労働者等」とは、法第２条第１項に規定する者をいう。

３　この要綱において「通報対象事実」とは、法第２条第３項に規定する通報対象事実をいう。

４　この要綱において「法令所管課」とは、通報対象事実に関する処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）に係る事務を所管する本庁又は地方機関の課、室等（法律上独立に権限を行使すると認められた職員を含む。）をいう。

（秘密保持及び個人情報保護の徹底）

第３条　公益通報への対応に関与した職員（公益通報への対応に付随する職務等を通じて、公益通報に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、当該公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　公益通報への対応に関与した職員は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

３　公益通報への対応に関与する職員は、公益通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、公益通報をした者（以下「公益通報者」という。）への対応（当該公益通報の受付、教示、調査、措置及び公益通報者への結果の通知の各段階をいう。以下同じ。）及び公益通報への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

二　公益通報者の特定につながり得る情報（公益通報者の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が公益通報を端緒としたものであること、公益通報者しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（公益通報への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を得て開示する場合を除く。以下同じ。）。

三　公益通報者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、公益通報者から書面、電子メール等による明示の同意を得ること。

四　前号に規定する同意を得るときには、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、公益通報者に対して明確に説明すること。

４　公益通報への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前３項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適正に取り扱うものとする。公益通報への対応に関与した職員がその職を退いた後も同様とする。

（利益相反関係の排除）

第４条　公益通報への対応に関与する職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する公益通報への対応に関与してはならない。

２　法令所管課は、公益通報への対応に関与する職員が当該公益通報に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

（通報窓口への案内）
第５条　労働局労働福祉課、東三河総局企画調整部産業労働課、県民事務所産業労働課及び新城設楽振興事務所山村振興課は、外部の労働者等から公益通報があった場合における法令所管課の案内に関する事務を処理する。

（通報窓口）
第６条　法令所管課は通報窓口として次に掲げる事務を取り扱う。
一　公益通報の受付に関すること。
二　公益通報者との連絡調整に関すること。

（匿名による公益通報の取り扱い）
第７条　法令所管課は、匿名による公益通報についても、可能な限り、実名による公益通報と同様に取り扱うものとする。

（公益通報の受付）
第８条　法令所管課は、公益通報があった場合は、誠実かつ公正に公益通報に対応し、正当な理由なく公益通報の受付を拒まないものとする。
２　法令所管課は、公益通報を受け付けたときは、公益通報に関する秘密保持(個人情報以外の公益通報者を特定させる事項の保秘を含む。以下同じ。)及び個人情報の保護に留意しつつ、公益通報への対応に必要な事項を公益通報者に確認するものとする。ただし、公益通報者の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。
３　法令所管課は、公益通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を公益通報者に説明するものとする。ただし、公益通報者が説明を望まない場合、匿名による公益通報であるため公益通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない（以下、次項、第 10 条第３項、第 13 条及び第 16 条に規定する通知並びに第９条及び第 11 条に規定する教示においても同様とする。)。
一　公益通報に関する秘密は保持されること。
二　個人情報は保護されること。
三　公益通報受付後の手続の流れに関すること。
４　前項において、書面、電子メール等、公益通報の到着を確認できない方法によって公益通報がなされた場合には､速やかに当該公益通報者に対して公益通報を受け付けた旨を通知するよう努める。

（法令所管課を誤った公益通報があった場合における教示）
第９条　法令所管課は、公益通報を受けた場合において、当該通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有しないときは、公益通報者に対し、当該処分若しくは勧告等に係る事務を所管する法令所管課又は当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

（受理又は不受理の通知）
第 10 条　法令所管課は、公益通報を受け付けたときは、当該公益通報が次に掲げる各号のいずれかを満たす場合は、当該公益通報を受理するものとする。
一　通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること(以下「真実相当性の要件」という。)。
二　通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を

記載した書面を提出すること。

（１） 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

（２） 当該通報対象事実の内容

（３） 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

（４） 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

２　公益通報が真実相当性の要件を満たしているかどうかが直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、柔軟に対応するものとする。

３　公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を、当該公益通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

（受理後の教示）

第 11 条　法令所管課は、前条第１項の規定により受理した公益通報について、当該法令所管課ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、当該権限を有する他の行政機関を、公益通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。

（調査の実施）

第 12 条　法令所管課は、第 10 条第１項の規定により受理した公益通報について、関係者からの事情の聴取、関係書類の閲覧、現地の確認その他必要な調査を行うものとする。

２　前項の調査は、公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、公益通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。この場合においては、関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシーにも配慮するものとする。

（調査開始等の通知）

第 13 条　法令所管課は、公益通報に関する事務の適正な遂行に支障がある場合を除き、前条第１項の調査を開始したときはその旨及び当該調査に必要と見込まれる期間を、当該公益通報について調査を要しないものと認めたときは調査をしない旨及びその理由を、公益通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

２　法令所管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況を公益通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するものとする。

（調査結果に基づく措置の実施）

第 14 条　法令所管課は、第 12 条第１項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

（協力義務等）

第 15 条　法令所管課は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が他にもある場合には、当該他の行政機関と連携して調査を行い、措置をとる等、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

（是正措置等の通知）

第 16 条　法令所管課は、第 14 条の規定により必要な措置をとったときは、行政上特別の支障が

ある場合を除き、関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシーに配慮しつつ、公益通報者に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。

２　前項の規定は、第 12 条第１項の調査の結果、通報対象事実がなかった場合及び第 14 条の規定による措置をとる必要がなかった場合に準用するものとする。この場合においては、公益通報者に対し、その理由も併せて通知するものとする。

（意見又は苦情への対応）

第 17 条　法令所管課は、公益通報への対応に関して公益通報者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

（公益通報者の保護等）

第 18 条　法令所管課は、公益通報への対応が終了した後においても、公益通報者からの相談等に適切に対応するとともに、公益通報者が公益通報したことを理由として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合は、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤルを紹介する等、公益通報者の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

（記録等の管理）

第 19 条　法令所管課は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料を、公益通報者の秘密保持に配慮しつつ、適切な方法で管理しなければならない。

（補則）

第 20 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。